

島原の伝統行事「精霊流し」に参加する皆さんへ

精霊船を出す場合は届出が必要です

道路使用許可申請

2メートル以上の精霊船を出す人(団体)は道路使用許可申請が必要です。

しまばら観光課または各地区公民館に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

申込期間 7月3日(月)～14日(金)

※この期間以降は、直接、島原警察署に提出してください。

道路使用許可証の交付日時および場所

7月27日(木) 14時～杉谷公民館

※責任者は必ず出席してください。



処分負担金

精霊船の処分を精霊流し行事実施協議会に依頼する場合は、負担金が必要です。しまばら観光課または各地区公民館に備え付けの「精霊船処分負担金振込用紙」で負担金を納めてください。

処分負担金(1隻分)

○町内会、自治会

- ・流し場から海に流す場合…2万円
- ・陸上集積の場合…1万2,000円

○個人、企業

- ・流し場から海に流す場合
- 8メートル未満…2万円
- 8メートル以上…5万円
- ・陸上集積の場合
- 8メートル未満…1万2,000円
- 8メートル以上…3万円

※2メートル未満の精霊船も処分を依頼する場合は負担金が必要です。

※精霊船を野外で焼却することは、法律で禁止されています。自己処分する場合は長さ2メートル、幅1メートル、高さ60センチメートル以下に寸断して東部リレーセンターに搬入してください。(処理費用が必要です)

精霊船作製費などの支援や担ぎ手の募集を行います

精霊流し行事実施協議会では、島原の伝統行事「精霊流し」の継続・活性化を図るため、精霊船作製の支援や担ぎ手体験(ボランティア)などを募集します。

①精霊船作製支援

助成対象 2メートル以上の精霊船を出す人

助成額 2万円

※完成写真が必要です

②精霊流し台車作製支援等について

台車作製等に要する経費の一部を助成

助成額 ○新規の場合

台車作製に要する経費の2分の1
(上限5万円、1千円未満切捨て)

○修繕等の場合

台車修繕等に要する経費の2分の1
(上限2万5,000円、1千円未満切捨て)

③担ぎ手体験(ボランティア)の募集

応募資格 4月1日時点で満18歳以上の人(高校生の応募は不可)

募集人数 50人程度

活動内容 精霊船の担ぎ手、切子灯籠の飾付けなど

※配属される団体などで、活動時間・活動内容が異なる場合があります。

④担ぎ手体験(ボランティア)派遣先の募集

募集人員 1個人または1団体につき、5人を上限とします。

申込期限

① : 8月31日(木)

②③④ : 7月14日(金)

申込方法

しまばら観光課、各地区公民館に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

